

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

公用車運行管理規程（昭和44年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章及び第3章に規定する本庁の室及び課、<u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部及び出先事務所並びに広域振興局等</u>以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第4号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、<u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第5備考</u>に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局の部及び出先事務所並びに広域振興局、広域振興局総合支局及び地方振興局</u>以外の出先機関である保有機関の長からの事故報告は、本庁の主管室課の管理課長を経由するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章及び第3章に規定する本庁の室及び課、<u>広域振興局の部並びに広域振興局</u>以外の出先機関で公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>様式第4号（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>[略]</p> <p>(25) 運転者（相手側の運転者も含む。）について、<u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2備考又は別表第6備考</u>に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>広域振興局の部及び広域振興局</u>以外の出先機関である保有機関の長からの事故報告は、本庁の主管室課の管理課長を経由するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。